

にしわきししょうがいしゃきほんけいかく 西脇市障害者基本計画

だい き にしわきししょうがいふくしけいかく 第7期西脇市障害福祉計画

だい き にしわきししょうがいじふくしけいかく 第3期西脇市障害児福祉計画

1. 計画策定の趣旨

「西脇市障害者基本計画」では、「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」を基本理念に、5つの基本目標に基づく施策に取り組んできました。計画策定から6年が経過し、国では、平成30(2018)年4月以降障害者総合支援法や児童福祉法等の改正、「第5次障害者基本計画」が策定されるなど、障害を取り巻く環境が大きく変化しています。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策の基本的な方向性、具体的な取組方策、支援サービスの内容等を示す令和6(2024)年度からの新たな「西脇市障害者基本計画」及び「第7期西脇市障害福祉計画」・「第3期西脇市障害児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第2次西脇市総合計画」の個別行政計画として位置付けており、「第三次西脇市地域福祉計画」(令和2(2020)年3月策定)に掲げる基本理念の実現を障害者福祉の分野から図るものです。

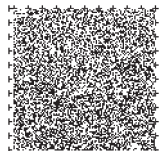
3. 計画の期間

「西脇市障害者基本計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とし、「第7期西脇市障害福祉計画」・「第3期西脇市障害児福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間を計画期間とします。

| 年度 | 令和6 (2024)年度 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和10 (2028)年度 | 令和11 (2029)年度 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 障害者基本計画 | 西脇市障害者基本計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第7期西脇市障害福祉計画 | | | 第8期西脇市障害福祉計画 | | |
| 障害児福祉計画 | 第3期西脇市障害児福祉計画 | | | 第4期西脇市障害児福祉計画 | | |

4. 計画の基本理念

本計画は、障害のあるなしにかかわらず、全ての人々が互いに尊重してその存在を認め合い、住みたい地域で自分らしく、安心して暮らせる共生社会を目指し、基本理念を「互いに尊重しあい 住みたい地域で自分らしく暮らせるまち にしわき」とします。



5. 基本目標

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

ひとりひとりが尊重される社会を形成するためには、障害のある人に対する偏見や差別等の社会的障壁を取り除くこと(心のバリアフリー)が大切です。障害への理解と合理的配慮の促進を図るとともに、基本的人権を保障する権利擁護施策の推進に努め、虐待の防止と早期発見に取り組みます。障害のある人のあらゆる障壁の解消に努め、ひとりひとりが尊重される社会をめざします。

II 自分らしい暮らしをめざして

障害のある人が自分らしく暮らしていくためには、ライフステージにおける課題に対応した切れ目のない支援が必要です。各種健診による早期発見から治療へつなげるとともに、特に乳幼児期からの早期療育の支援を充実することが重要です。

また、障害のある人が、適性と能力に応じて、継続して働けるよう関係機関や事業所等と連携し、就労への取組等に対する支援を充実することで、自分らしい暮らしの実現をめざします。

III 共に支え合う地域をめざして

障害のある人が、地域で自立して安心して暮らしていくためには、経済的な安定への支援はもとより、生活全般に対する支援は欠かせません。特に多様化・複雑化する課題への相談支援や生活支援体制の充実に加え、主体的な社会活動への参加を促進するため、障害者スポーツや芸術文化活動を支援するとともに、災害時の支援など暮らしの安全につながる対策を推進し、障害のある人だけでなく、全ての人が生きがいを持つことができ、共に支え合う地域づくりをめざします。

6. 重点取組

障害のある人を取り巻く社会環境の変化や法制度の動向を踏まえて、次の5つの基本施策を、本計画における重点取組として定めます。

5つの重点取組

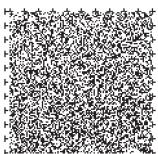
心のバリアフリーと権利擁護施策の推進(基本目標 I-1・2)

切れ目のない支援と教育の充実(基本目標 II-3・4)

就労支援の推進(基本目標 II-5)

相談・生活支援体制の充実(基本目標 III-1・2)

暮らしの安全・安心の確保(基本目標 III-7)



7. 施策の体系

基本理念

互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち
にしわき

基本目標

基本施策

関連する
SDGs

I
ひとりひとりが尊重される
社会をめざして
(人権啓発・相互理解)
(生活の質の向上)

1. 心のバリアフリーの推進★
2. 障害のある人への虐待防止と権利擁護
施策の推進★
3. 行政等における合理的配慮の充実
4. ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり
5. 移動支援の整備



II
自分らしい暮らしをめざして
(保健・医療)
(教育・療育)
(雇用・就業)

1. 保健・医療の充実
2. 医療的ケア児・者の支援体制の充実
3. 早期療育・切れ目のない支援の充実★
4. 学校教育の充実★
5. 就労支援の推進★

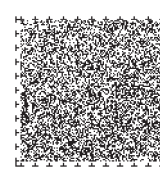
III
共に支え合う地域をめざして
(生活支援)
(交流・協働)
(防災・防犯)

1. 相談支援体制の充実★
2. 生活支援体制の充実★
3. わかりやすい情報提供の充実
4. 経済的安定への支援
5. 共に支え合う地域福祉の推進
6. 居場所・生きがいづくり支援の充実
7. 暮らしの安全・安心の確保★

★は重点取組

政策指標

障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合
41%



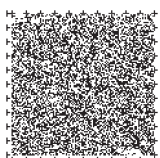
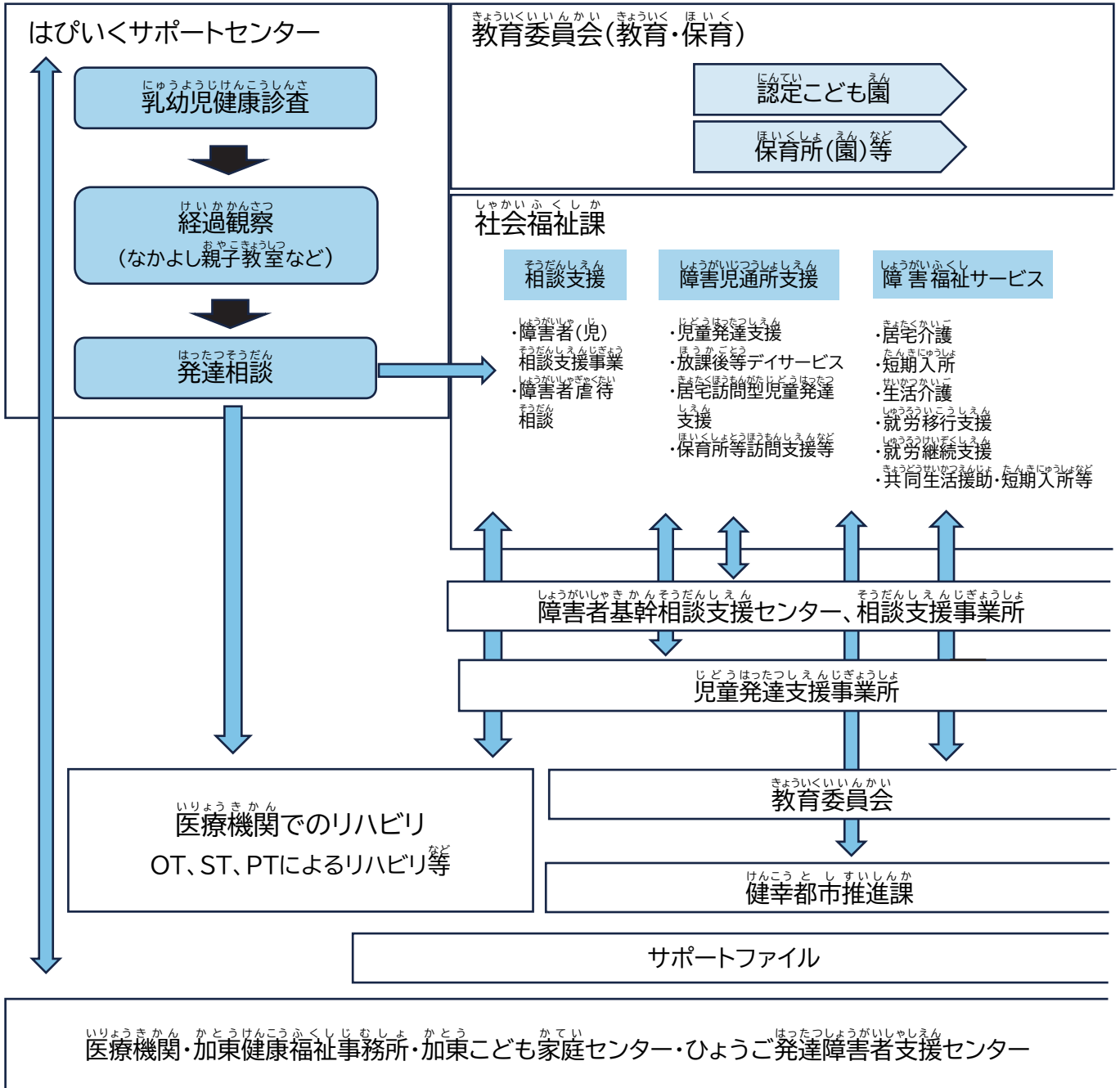
ライフステージに応じた支援体制

自分らしく暮らすために、ひとりひとりのライフステージに応じて切れ目なく

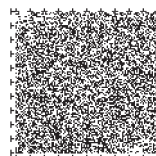
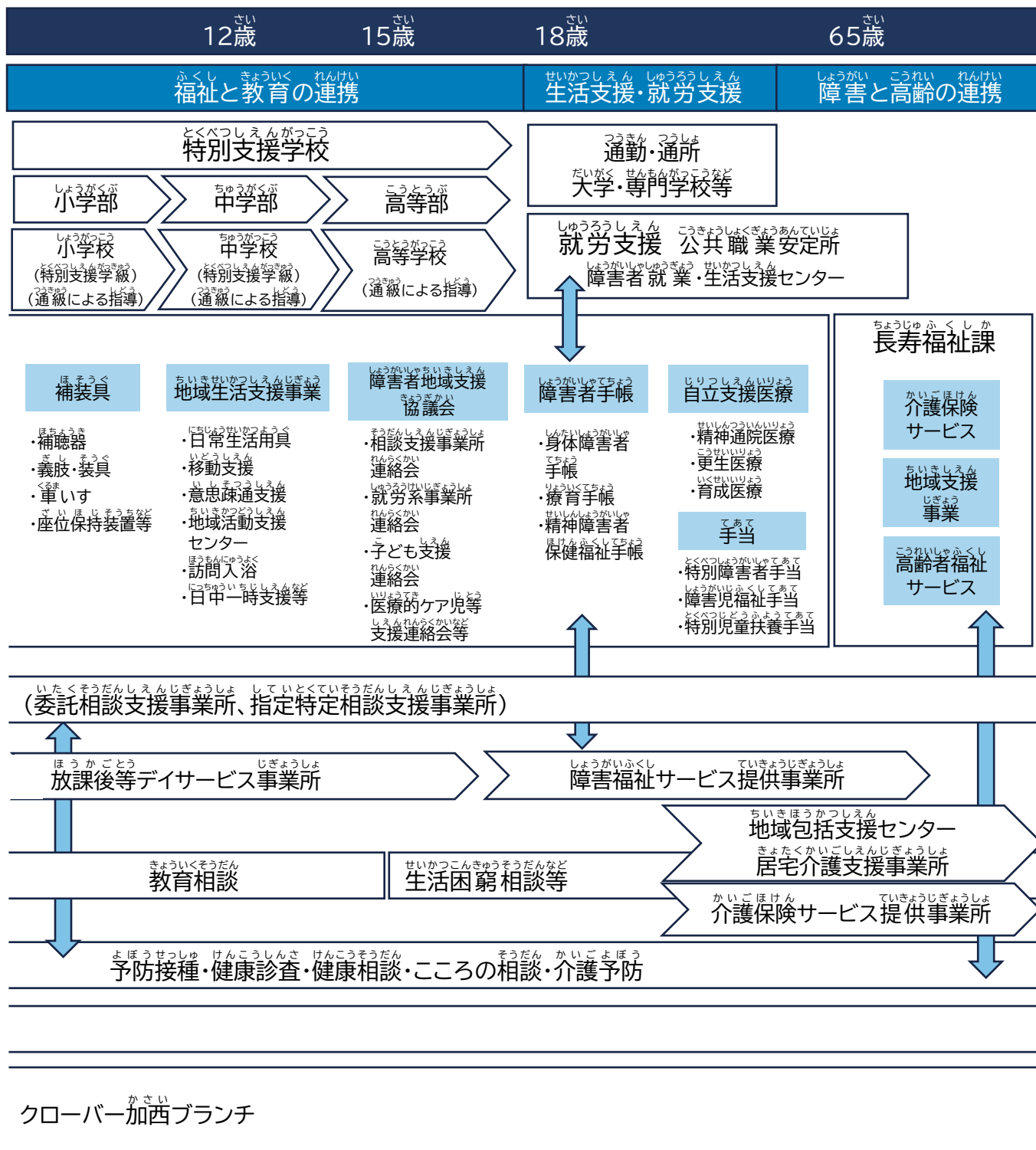
誕生

6歳

早期発見・早期療養



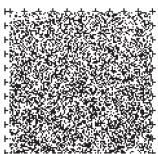
関連する分野が連携して支援を行っていくことが大切です。



8. 施策の展開

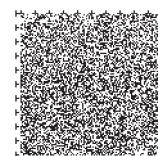
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 |
|-------------------------------------|---------------------------|--|
| I ひろいひろいが尊重 される社会をめざして | 1. 心のバリアフリーの推進 | ■人権意識の高揚 ■障害者週間等における周知・啓発の推進 ■学校・地域における福祉教育の推進 |
| | 2. 障害のある人への虐待防止と権利擁護施策の推進 | ■虐待防止に向けた相談支援体制と意識啓発 ■意思決定支援の普及啓発 ■成年後見制度の利用促進 |
| | 3. 行政等における合理的配慮の充実 | ■市職員による適切な対応 ■選挙等における配慮の充実 ■差別解消と合理的配慮の促進 |
| | 4. ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり | ■障害のある人に配慮したまちづくりの推進 ■道路や公園の環境整備の推進 ■バリアフリー情報の充実 |
| | 5. 移動支援の整備 | ■交通バリアフリーの推進 ■移動支援の促進 ■交通マナーの向上に向けた啓発 |
| II 自分らしい暮らしをめざして | 1. 保健・医療の充実 | ■保健・医療・福祉の連携体制の構築 ■精神保健福祉事業の推進 ■難病患者への支援 |
| | 2. 医療的ケア児・者の支援体制の充実 | ■相談支援体制の整備と人材育成 ■受入体制の整備促進 ■総合的な支援促進 |
| | 3. 早期療育・切れ目のない支援の充実 | ■早期療育体制の充実 ■切れ目のない支援体制の充実 ■発達障害のある子ども及び保護者への支援の推進 |
| | 4. 学校教育の充実 | ■インクルーシブ教育の推進 ■教育環境の改善 ■特別支援教育の推進 ■教職員の資質向上と支援体制の充実 |
| | 5. 就労支援の推進 | ■一貫した就労支援体制の構築 ■情報の収集・提供の充実 ■福祉的就労等の充実 ■障害特性に応じた多様な就労支援 ■障害のある人の工賃向上への支援 |

※太字は重点取組



| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 |
|-----------------|----------------------|--|
| Ⅲ 共に支え合う地域をめざして | 1. 相談支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援体制の充実 ■ 相談支援ネットワークの充実 ■ 重層的支援体制の充実 |
| | 2. 生活支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス等の質的・量的充実 ■ 地域生活支援拠点等の整備と充実 ■ 障害福祉の人材確保に向けた支援 ■ 居住環境への支援 |
| | 3. わかりやすい情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な情報提供の充実 ■ 情報のバリアフリー化（情報アクセシビリティ向上）の推進 ■ 意思疎通支援の推進 |
| | 4. 経済的安定への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害年金・障害のある人への手当等の周知と利用促進 ■ 医療費給付等の周知と利用促進 ■ 各種減免制度の周知と利用促進 ■ 障害のある生活困窮者への支援 |
| | 5. 共に支え合う地域福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティアの人材育成 ■ 交流活動の情報提供と参加促進 ■ 障害者団体への支援の充実 |
| | 6. 居場所・生きがいがづくり支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある人の居場所づくり ■ 障害者スポーツの推進 ■ 文化芸術活動の推進 |
| | 7. 暮らしの安全・安心の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供の推進と防災意識の向上 ■ 障害のある人に配慮した防災対策の推進 ■ 災害時の地域支援体制の整備 ■ 防犯対策の推進 |

※太字は重点取組



第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画

成果目標 第7期計画の数値

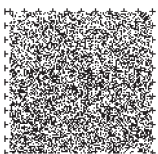
国の基本指針では、令和8(2026)年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。それを踏まえ、次に掲げる事項について目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 基準値 令和4(2022)年度 | 目標 |
|------------|-----------------|-----------------------------|
| 地域生活移行者数 | - | 4人 基準値から6%以上移行(基準値からの累計) |
| 施設入所者の削減者数 | - | 5人 基準値から5%以上削減(基準値からの累計) |
| 施設入所者数(参考) | 60人 | 55人 |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 目標 |
|--------------------------------------|--------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | |
| ①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数 | 1か所以上 |
| ②保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 1回以上/年 |
| ③保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加人数 | 各1人以上 |
| ④保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回以上/年 |

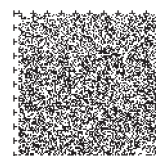


(3) 地域生活支援の充実

| | こ う も く 項 目 | も く ひょう 目 標 |
|----------------------------|---|----------------|
| も く ひょう 目 標 | ち い き せ い か つ し え ん き ゃ て ん と う め ん て き せ い び が た せ い び 地域生活支援拠点等(面的整備型)を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効率的 し え ん た い せ い お よ き ん き ゅ う じ れ ん ら く た い せ い こ う ち く な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築 | |
| か つ ど う し ひ ょ う 活 動 指 標 | ち い き せ い か つ し え ん き ゃ て ん と う せ つ ち し ゃ す う ①地域生活支援拠点等の設置か所数 | 1か所以上 |
| | は い ち に ん す う ②コーディネーターの配置人数 | 1名以上 |
| | ち い き せ い か つ し え ん き ゃ て ん と う き の う に な し ゃ う が い ふ く し じ ゃ ゃ う し ゃ と う た ん と う し ゃ は い ち ③地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置 | 実施 |
| | し え ん と う こ う か て き し え ん た い せ い お よ き ん き ゅ う じ れ ん ら く た い せ い こ う ち く ④支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 | 実施 |
| | し え ん じ ッ せ き と う ふ け ん し ゃ う お よ け ん と う じ ッ し か い す う ⑤支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 | 1回以上/年 |

■ 強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し、支援体制を整備 <新規>

| | こ う も く 項 目 |
|----------------|--|
| も く ひょう 目 標 | き ゃ う ど う こ う し ゃ う が い ゆ う ひ と し え ん は あ く ち い き か ん け い き か ん れ ん け い し え ん た い せ い せ い び け ん と う 強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を検討 し ま た け ん い き な い <市又は圏域内> |



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

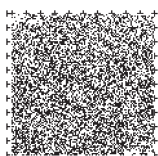
| 項目 | 基準値 令和4(2022)年度 | 目標 | |
|--------------|-----------------|------|-------------|
| 一般就労移行者数 | 6人/年 | 9人/年 | 基準値の1.28倍以上 |
| うち、就労移行支援 | 1人/年 | 2人/年 | 基準値の1.31倍以上 |
| うち、就労継続支援A型 | 1人/年 | 2人/年 | 基準値の1.29倍以上 |
| うち、就労継続支援B型 | 4人/年 | 5人/年 | 基準値の1.28倍以上 |
| 就労定着支援事業利用者数 | 1人/年 | 2人/年 | 基準値の1.41倍以上 |

<新規>

| 項目 | 目標 |
|---|------|
| 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数 | 1事業所 |
| 就労定着支援事業終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数 | 1事業所 |

(5) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 児童発達支援センターの設置 | |
| 目標 | 令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センター(1か所以上)を設置<市又は圏域内> ※設置済 |



| | |
|--------------|--|
| こくもく 項 目 | ちいきしゃかい さんか ほうよう 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 <新規> |
| もくひょう 目 標 | れいわ ねんどまつ しょうがい こ ちいきしゃかい さんか ほうよう 令和8(2026)年度末までに、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を すいしん たいせい こうちく 推進する体制を構築 |

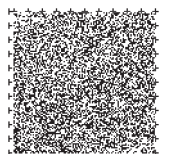
| | |
|--------------|--|
| こくもく 項 目 | おも じゅうしょうしんしんしょうがい こ しえん じどうはつたつしえんじぎょうしよおよ ほうかごとう じぎょうしよ かくほ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 |
| もくひょう 目 標 | れいわ ねんどまつ おも じゅうしょうしんしんしょうがい こ しえん じどうはつたつしえんじぎょうしよ 令和8(2026)年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所 およ ほうかごとう じぎょうしよ しまいじょう かくほ しまた けんいきない 及び放課後等デイサービス事業所(1か所以上)を確保<市又は圏域内> |

| | |
|--------------|--|
| こくもく 項 目 | いりょうてき ひつよう こ たい しえんとう ちょうせい いりょうてき じどう はいち 医療的ケアが必要な子どもに対し支援等を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置 |
| もくひょう 目 標 | れいわ ねんどまつ いりょうてき じどう たい かんれんぶんや しえん ちょうせい 令和8(2026)年度末までに医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ ーの配置<市又は圏域内> |

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

| | こくもく 項 目 | もくひょう 目 標 |
|------------------|---|----------------|
| もくひょう 目 標 | しょうがいしゃきかん ぞうだんしえん ちいき ぞうだんしえんたいせい きょうか はか たいせい かくほ 障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 | |
| かつどうしひょう 活動指標 | ぞうだんしえんじぎょうしよ たい ほうもんどう せんもんてき しどう じよげんけんすう ①相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | かい ねん 45回/年 |
| | ぞうだんしえんじぎょうしよ じんざいいくせい しえんけんすう ②相談支援事業所の人材育成の支援件数 | けん ねん 8件/年 |
| | ぞうだんきかん れんけいきょうか とりくみ じっしかいすう ③相談機関との連携強化の取組の実施回数 | かい ねん 8回/年 |
| | こべつじれい しえんないよう けんしょう じっしかいすう ④個別事例の支援内容の検証の実施回数 | かい ねん 6回/年 |
| | しゅにんぞうだんしえんせんもんいん はいちにんすう ⑤主任相談支援専門員の配置人数 | にん 2人 |



■ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 <新規>

| | こ う も く 項 目 | も く ひ よ う 目 標 |
|------------------|--|---------------------|
| も く ひ よ う 目 標 | こべつじれい けんとう つう とりくみ おこな とりくみ おこな ひつよう きょうざikai たいせい かくほ 個別事例の検討を通じた取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保 | |
| かつどうしひょう 活動指標 | きょうざikai そうだんし えんじぎょうしょ さんかく じれいけんとう じっしかいすう ①協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数 | かい ねん 8回/年 |
| | さん か じぎょうしゃ きかんすう ②参加事業者・機関数 | じぎょうしょ ねん 5事業所/年 |
| | きょうざikai せんもんぶがikai せっちすう ③協議会の専門部会の設置数 | ぶかい 5部会 |
| | きょうざikai せんもんぶがikai じっしかいすう ④協議会の専門部会の実施回数 | かい ねん 18回/年 |

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| | こ う も く 項 目 | も く ひ よ う 目 標 | |
|------------------|--|-------------------|---------------------|
| も く ひ よ う 目 標 | しょうがいふくし どう しつ こうじょう とりくみ かん じこう じっし たいせい こうちく 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築 | | |
| かつどうしひょう 活動指標 | けん じっし しょうがいふくし どう かなか けんしゅう さんかになずう ①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数 | にん ねん 15人/年 | |
| | しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいたう など しんさけっか きょうゆう ②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有 たいせい 体制 | う む 有無 | あり 有 |
| | | きょうゆうかいすう 共有回数 | かいいじょう ねん 1回以上/年 |

にしわきししょうがいしゃきほんけいかく
西脇市障害者基本計画・
だい き にしわきししょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第7期西脇市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
がいようばん
【概要版】
はっこうび れいわ ねん がつ ほん こう にしわきし
発行日:令和6(2024)年3月 発行:西脇市

